

第 22 回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 4 月 9 日（水）午後 3 時 0 0 分～3 時 3 0 分
2. 開催場所 邑楽町役場 2 0 1 会議室
3. 出席委員 1 0 人
 - 1 番 金子 節夫
 - 2 番 島田 信成
 - 3 番 中野 文子
 - 4 番 高田 洋子
 - 5 番 齊藤 澄博
 - 6 番 横山 宏
 - 7 番 松島 章倫
 - 8 番 横山 正行
 - 9 番 中村 政五郎
 - 1 0 番 小林 修
4. 事務局 事務局長 金井 孝浩 課長補佐 國府田 諭 主任 小谷 高平
5. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名について
 - 第 2 議案
 - 第 6 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について（所有権）
 - 第 6 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
 - 第 6 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
 - 第 6 6 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について
 - 第 3 報告
報告事項なし
6. 会議の概要

会長（横山）	それでは只今から、第２２回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。
事務局長（金井）	只今の出席委員数は、１０名で御座います。
会長（横山）	事務局の報告の通り、本日出席の委員は１０名です。農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、在任委員の過半数が出席をしておりますので、第２２回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言します。 <会長挨拶> これより議事に入ります。議事日程第１、議事録署名委員の指名については、総会会議規則第２５条第２項の規定により、議席番号５番齊藤澄博委員、議席番号６番横山宏委員を指名いたしますので、ご了承をお願いいたします。 議事日程第２、議案第６３号、農地法第３条第１項の規定による許可申請について（所有権）を議題と致します。１番について事務局より説明をお願いします。
事務局（國府田）	議案書２ページをご覧ください。議案第６３号、農地法第３条第１項の規定による許可申請について、所有権です。次のとおり農地法第３条第１項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和７年４月９日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。 番号１番、「売買」です。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由ですが、譲受人は「優良農地を確保し、経営規模を拡大したい」譲渡人は「高齢であり後継者もいないので、農地を処分したい」とのことです。その他の状況につきましては議案書記載のとおりです。備考欄につきましては、譲受人の経営面積です。資料につきましては、１ページから４ページを参照してください。なお、申請地につきましては４月４日、３班の皆さんと現地確認を行いました。申請地は農地として適切に管理されている状態でした。以上です。
会長（横山）	事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。 （挙手なし） 無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。

会長（横山）	（挙手全員） 挙手全員よって、本件は原案のとおり可決し、許可することを決定いたしました。 2 番について、事務局より、説明をお願いします。
事務局（國府田）	番号 2 番、「売買」です。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由ですが、譲受人は「申請地を譲り受け、耕作を続けたい」譲渡人は「譲受人の要望により申請地を譲り渡したい」とのことです。その他の状況につきましては議案書記載のとおりです。備考欄につきましては、譲受人の経営面積です。資料につきましては、5 ページから 7 ページを参照してください。譲受人の経営面積は今回の申請地のみであります。昔から今回の申請地を管理耕作しており、今回取得しようとして申請したということです。なお、申請地につきましては 4 月 4 日、3 班の皆さんと現地確認を行いました。申請地は農地として適切に管理されている状態でした。以上です。
会長（横山）	事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。 （挙手なし） ないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。この件について、賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手全員） 挙手全員よって、本件は原案のとおり可決し、許可することを決定いたしました。 3 番について、事務局より、説明をお願いします。
事務局（國府田）	番号 3 番、「売買」です。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由ですが、譲受人は「自宅からすぐ近くの休耕地となっている農地を確保し、経営規模を拡大したい」譲渡人は「相続した土地であります。耕作管理できないため申請地を処分したい」とのことです。その他の状況につきましては議案書記載のとおりです。備考欄につきましては、譲受人の経営面積です。資料につきましては、8 ページから 10 ページを参照してください。現在、申請者譲受人の経営面積は 2 筆で貸借地であります。現在は相対で借りているということで、土地所有者より、確かに現在この

会長（横山）	譲受人に貸していること、そして、後に正式に貸借契約を結ぶことの一筆確認文書をもってあります。また、その現在借りている２筆についても、事務局で現地確認をし、適切に管理されている状況であったことを確認しております。なお、申請地につきましても４月４日、３班の皆さんと現地確認を行いました。申請地は農地として適切に管理されている状態でした。以上です。 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。 （挙手なし） ないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。この件について、賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手全員） 挙手全員よって、本件は原案のとおり可決し、許可することを決定いたしました。 議案 第６４号 農地法第４条第１項の規定による許可申請についてを議題といたします。１番について、事務局より、説明をお願いします。
事務局(國府田)	議案書３ページをご覧ください。議案第６４号、農地法第４条第１項の規定による許可申請について次のとおり農地法第４条第１項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和７年４月９日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。 番号１番。申請人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由は「農機具等の置場や、作物の育苗、出荷のための荷詰め作業場所、大型配送トラックの積み込み場所を一箇所に集約し、労働時間と経費を削減するため、申請地を農業用施設用地として利用したく申請します。」とのことです。転用目的は「農業用施設用地」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては１１ページから１４ページを参照してください。以上です。
会長（横山）	事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので担当委員から報告をお願いいたします。 ３番中野文子委員

3 番 (中野)	3 番中野です。4 月 4 日、3 班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字中野字下中野地内、案内図は資料の 11 ページ、付近状況図は 12 ページを参照してください。申請地は中央保育園の東側 100 メートル北側の道路沿いで、少し高台になっているところです。耕作していた場所を農業用施設用地として用途変更の希望となっています。青地の 1 種ですが、不許可の例外に該当すると判断されます。3 班として申請地や周辺農地の状況などを総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告と致します。委員の皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。
会長 (横山)	担当委員から現地調査の報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。 (挙手なし) 無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手全員) 挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。 議案第 6 5 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。1 番について、事務局より説明をお願いします。
事務局 (國府田)	議案書 4 ページをご覧ください。 議案第 6 5 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について次のとおり農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和 7 年 4 月 9 日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。 番号 1 番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由は「弊社は太陽光発電事業等を行っております。この度、将来増加が見込まれる再エネ電力の需要に対応するため、新たな太陽光発電施設を建設したいと考えておりました。申請地は本社から近く、県道等によって現地へのアクセスも良いため、メンテナンス等の管理においても利便性の高い場所となっており、この度、譲渡人のご理解をいただくことができましたので、申請します。」とのことです。転用目的は「太陽光発電設備設置用地（売買）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては 1 5 ページから 1 8 ページを参照してください。以上です。

会長（横山）	事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。 9番中村政五郎委員
9 番（中村）	9 番中村です。4 月 4 日 3 班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字狸塚字店地内、案内図は資料の 15 ページ、付近状況図は 16 ページから 18 ページを参照してください。申請地は旧国道 354 号線上を北に 50 メートルくらい行ったところにあり、綺麗に管理されている状況です。よって、その他の第 2 種農地と判断されます。3 班として申請地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告と致します。委員の皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。
会長（横山）	担当委員から現地調査の報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。 （挙手なし） 無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手全員） 挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。 2 番について、事務局より説明を願います。
事務局(國府田)	番号 2 番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。 申請理由は「弊社は建設土木業を営んでおります。業務に使用する資材（残土・碎石・建設資材・車両・重機等）の保管場所が不足しており、露天資材置場として利用できる土地を探しておりました。今回、申請地を譲ってもらえることになりましたので、露天資材置場用地として利用したく申請いたします。」とのことです。転用目的は「露天資材置場用地（売買）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては 19 ページから 23 ページを参照してください。説明を加えます。周囲を高さ 1.2m のネットフェンスで囲み、申請地周囲を土留施工

	し、申請地内の外周、北・東・南辺を単粒土碎石の雨水貯留槽で囲み敷地内の雨水を導き雨水処理を行います。また全体のレベルを合わせるように盛土を行い、低い箇所でも最大約 58cm 程度嵩上げする計画ですが、その施工については、表面を砂利敷きして転圧するものであります。盛土嵩上げするレベルは、隣接道路以上の高さには致しません。よって、これらにより周辺への被害はないものとする計画です以上です。また、嵩上げを行うことから、当町のいわゆる土砂条例である「邑楽町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」の規定による申請も当町の担当部署と事前協議の上、提出しております。以上です。
会長（横山）	事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。
7 番（松島）	7 番松島章倫委員 7 番松島です。4 月 4 日、3 班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字篠塚字水立地内、案内図は資料の 19 ページ、付近状況図は 20～23 ページを参照してください。申請地は水立の信号のすぐ南にあります。水はけが悪く作物を作るにはあまり適さない農地で、その他第 2 種農地に該当します。3 班として申請地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告と致します。委員の皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。
会長（横山）	担当委員から現地調査の報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。 （挙手なし） 無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手全員） 挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。 議案第 66 号、令和 6 年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。事務局より、説明を願います。

事務局(國府田)	別冊資料をご覧ください。これは、農業委員会の活動の、主に農地の最適化活動についての単年度目標を設定を表すものです。主なもののみ説明いたします。1 ページ目は現在の委員の状況と町全体の耕地面積です。裏面 2 ページ目ですが、Ⅱ最適化活動の活動目標の(1)農地の集積の②の目標についてですが、これは、毎年どれくらい集積率が増えるかを令和 3 年の段階で増加平均値を算出し、向こう 10 年、つまり令和 12 年度の段階での集積率を勘案した場合に、新規に単年度毎にどれだけ増加するか、を目標としたものです。その結果、単年度毎の増加面積は 12ha と算出され、それを単年度毎の目標数値として示しております。(2)の遊休農地の解消の①現状及び課題のところですが、8.6ha が現在町内全体の遊休農地の面積で、その内、農業機械で解消できる農地が緑区分、それよりも程度の重いものが黄区分となっております。②目標のところですが、a の緑区分の遊休農地の解消については、令和 3 年度段階の緑区分の遊休農地数値である 3.1ha が記入されておりますが、この部分はこの様式上、変えないよう指示されている部分です。解消目標数値はその 1/5 の値を記入するよう定められているので 0.6ha となっております。同様に b の黄区分の遊休農地の解消の部分も変えておりません。その下のイの新規発生遊休農地の解消ですが、前年度つまり令和 6 年度に新たに発生した遊休農地の解消の目標とする面積として 0.4ha と決めました。3 ページ目をご覧ください。2 最適化活動の活動目標ですが、(1)の推進委員等が最適化活動を行う日数目標として、1 日当たりの活動日数については、昨年と同様、月 8 日と設定いたしました。(2)の活動強化月間の設定目標ですが、7 月と 1 月については、それぞれいわゆる利用権設定の 5 月公告分・11 月公告分の受付期間のタイミングで農地集積活動の強化ということで設定しました。9 月については毎年恒例となっております利用意向調査に向けた農地パトロールのことで設定しました。最後に、実は総会の場で皆様にお諮りする前に、事前にこの内容については、群馬県農業会議の査定を受けるよう定められており、その結果、この内容で良いとのご判断を頂いております。この事前査定で許可をもらわないと総会の場で諮れない、という決まりとなっておりますので、その辺りはご理解ご了承ください承を頂けますようお願いいたします。本日の議決にて賛成・異存なしということになりましたら、群馬県農業会議に提出、その後群馬県農業会議から全国農業会議所に提出され、全国農業会議所の HP と当町の HP にて公開となります。以上です。
会長(横山)	事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。 (挙手なし)

ないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。この件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

よって、本件は原案のとおり可決し、県知事に送付することに決定いたしました。

以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第22回邑楽町農業委員会総会を閉会します。

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和7年4月9日

邑楽町農業委員会 会長 横山 正行

委員 齊藤 澄博

委員 横山 宏